慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	中国共産党の人民代表大会に対する領導の実態とその限界
Sub Title	China's changing party-ruling system : the relationship of "Lingdao&Bei-Lingdao" between the Chinese Communist Party and the People's Congress
Author	加茂, 具樹(Kamo, Tomoki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2005
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.78, No.1 (2005. 1) ,p.17- 65
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara _id=AN00224504-20050128-0017

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

中国共産党の人民代表大会に対する

領導の実態とその限界

加

茂

具

樹

はじめに

党議拘束に造反する党員人代代表 党と人代との間の権力関係 党・人代関係と党・国家関係 党の人代に対する領導の手段

地方各級人代での事例 全人代での事例

党議拘束の遵守を要求する党 党の規定と条例

人代代表の活動の特徴 人代領導幹部の党内権威の強化

揚州市人代代表の概況

六 おわりに

(三) (二)

議案提出の特徴

人代代表の活動の三つの特徴

Lingdao)」という権力関係が存在していることである。

一はじめに

中 国政治の特徴の一つは、 中国共産党(以下、党)と国家機関との間に -領(1) $(Lingdao)_{\perp}$ と「被領導

にかかわる最も重要な問題となっている」と看做されてきたからである。 権力を行使している」ことから「い 会は最高立法機関と最高権力機関に位置付けられているが、その役割は限られており、行政機関は実質的 地方各級人代)など国家権力機関との間の関係はあまり関心が払われてこなかった。なぜなら「全国人民代表大 機関との間の関係が主要な対象とされ、党と全国人民代表大会(以下、全人代)や地方各級人民代表大会(以下、 これまで、そうした特徴の一つである党と国家機関との間の権力関係の実態を把握しようとする際、党と行政 かに行政組織を指導・コントロールするかが社会全体に対する指導性 の実現 に国家

ことを目的とする人代の機能の強化と改善の成果である、人代の活動の活発化と政治的権威の向上である。 の成果である。 とが社会主義革命の根本的任務のひとつである」にもかかわらず、「建国以来この任務を重視」 な存在が、最近になって変化してきている。その変化は「高度に民主的な社会主義的政治制度を建設してゆくこ 「『文化大革命』発生の重要な条件であり、 ところが 「役割が限られている」といわれてきた全人代や地方各級人代 具体的には 「各級人民代表大会及びその常設機関を権威ある人民の権力機関として築きあげる」 また痛ましい歴史の教訓である」として提起された人代機能改革 (両者を総称して以下、 しなかったこと 人代) の政治的

を審議して法律を制定し或いは決議・決定を下すことは少なく、 或いは全人代代表が会議に提出した提案・議案数の増加である。 人代の活動の活発化とは、 例えば全人代で採択された法律や決議・決定の数、 また代表から提出される提案・議案も多くなか 八〇年代以前の全人代は、 そして国家機関 重大な政治的な課題 の活動報告 の数、 態

の検討を通じて、

党と国家との 0

間

の権力関係の実態を明らかにし、

被領導」

という権力

関係

動揺

の可能性を観察する。

本稿はこうした認識に基づいて党の人代に対する領導

またその展望を試みようとするものである。

筆者もまた同様の視点をもつ。

しかし、

これに加えてそうした変化のなかに、

党と国家機関との

0)

領

っ た。[〔]

常務委主任を兼任している。 近年では西蔵自治区を除く三○の省級行政区の省級党委書記は、 第九期の李鵬と現在の第一○期の呉邦国はいずれも党内序列第二位の地位にある。 代では第八期全人代以降、 また人代の政治的権威の向上とは、 党中央政治局常務委委員が全人代常務委委員長に就いている。 省級党委書記による省級人代主任の兼任は、 例えば党員である人代領導幹部の党内序列の上昇がそうである。 党中央政治局員を兼任していなければ省級人代 九〇年代以降、 地方各級人代に目を転じれば、 しかも第八期の 貫して増加の傾向に 特に全人 喬

ある。

治的 過程における人代の活動に注目し、 が権力の中心の一つとして台頭してきたと指摘する。 は変化してきたというのである。 「橡皮図章」と揶揄されてきた。しかし近年になって によって提出された法律案や人事案、 (党委が意思決定し、 こうした変化に注目する先行研究は中国の政治過程の変容を強調する。 (5) 権威が向上するなど、 政府が意思決定に基づいて活動し、人代がそれを無条件に事後承認する) その政治的存在が変化してきたことで、 それは過去と比較したとき、 これまで中国政治の権力の中心であった党と行政機関の国務院とともに人代 決議・決定案、 「鋼鉄図章」と評されるように人代の活動が活発化し、 国家機関の活動報告案を無条件に承認する存在に過ぎず、 より顕著である。 従来の これまで人代は、 「党委揮手、 そして一 政府動 と表現される政治過程 部 政府 の先行 (実質的には党) 研 究は 人大学手 政

19

に他ならない。

二 党と人代との間の権力関係

党・人代関係と党・

国家関係

そう言えるのは一つには、 さて、党と人代との間の権力関係が党と国家との間の権力関係の実態を検討する糸口となり得るのだろうか。 党による国家に対する領導が党による人代に対する領導を通じて実現されてきたから

は、 国家機関の領導幹部名簿は、全人代がそれを採択しなければそれは党の意思に過ぎない。 関の人事権を掌握し、このことが党の国家に対する領導の実現の根源とも言われてきた。 ならないことを意味する。 として執行させるためには、 と規定したうえで、党を含むあらゆる組織と個人は憲法及び法律に優越する特権を持つことはできないとして これは憲法が党を領導者であると確認しているとはいえ、 人代が党の意思を国家の意思として承認することによってはじめて実現することになるのである。 九八二年憲法は、 その前文で党の領導者という政治的存在を確認する一方で、 例えば、 権力機関である人代が党の意思を国家の意思として承認する手続きを踏まなけ 党は 「党管幹部」の原則を掲げ、全人代の領導幹部を含めてあらゆる国 党が党の政策方針を行政機関に対して国家の意思 総綱で人代を国家の権 党の国家に対する領 しかし、党中央推 力機関

もなく、 七五年一 く無視することはなかった。 式的であるとしても、これまで党は人民の意思を集約して国家の意思を形成する場である人代の政治的存在を全 ま一つには、 月開催) 国家の最高権力機関としてはほとんど活動することはなかった。しかしこの会議は、 は、 人代は国家権力機関であり、 わずか会期五日間で一回の全体会議が開催されたに過ぎず、また代表から提出され 例えば、文化大革命の混乱を経てほぼ一〇年ぶりに開催された第四期全人代 人民の意思 (民意) を表出する場だからである。 七〇年三月に毛沢 たとえそれ 二九 が 形

こう

認識する党は人代に対して、

玉 また人代の開催は不可欠なものだったことを意味しよう。(6) 状況下にあったとしても、 く開催されたのであった。 東が全人代の開催の必要性に関する意見を示した後、 の政治的な正当性の調達を確保できると認識したのである。こうした事例は、たとえ文化大革命期のような政治 |防部長とい わゆる「四人組 党にとって権力の正当性を調達するためには、 つまり林彪や 一(江青、 張春橋、 「四人組」は、 姚文元と王洪文)」との間に党内権力闘争が展開された末にようや 同全人代の開催と議題の設定めぐって、 同会議の議題設定の主導権を掌握することで、彼ら自身 人代の存在を無視することはできず、 林彪 党副

く認識している。これまで党は「依法治国」の重要性、(?) 力機関としての人代の中国政治における存在意義を尊重してきたのである。 人民の意思に変更させなければならない」ことの重要性を事有る度に繰り返し強調し、 そして何よりも、 党は国家に対する領導を実現する「要」 具体的には「党の主張を法の手続きに従って国家の意思、 が、 人代に対する領導の実現と徹底であることを強 とくに八〇年代以後、

二 党の人代に対する領導の手段

導組織を独占することである。 全人代の場合は常務委委員長、 副委員長、 秘書長以下の領導幹部のい す ħ

以下のような方法で領導を実現してきた。

第一には党員人代代表で人代の

領

員で独占されていた(図表1)。

第二には、

同級の党委員会

(以下、

党委)

の領導下に党員人代領導幹部によって構成される党組織

を組

ため 同級党委の意思を人代常務委(より具体的には党員人代常務委委員、 の窓口として機能させることである。 全人代常務委の場合は、 党員の常務委委員長を書記とする全人代常務 さらには非党員の人代常務委委員) に伝達 する

委党組と、党員の常務委秘書長を書記とする全人代常務委機関党組がそれである。

前者は党中央政治局の領導下

図表 1 第9期全人代常務委委員長会議構成員のなかの党員(太字部分は党組構成員)

	第9期全人代常務委委員長会議(1998年3月選出)(総数20名)
委員長	李鵬
副委員長	田紀雲、謝非、姜春雲、雛家華、布赫、鉄木尓・達瓦買提、呉陸平、彭珮雲、何魯麗、周光召、曹志、成克傑
秘書長	何椿霖

- ・全人代常務委委員長会議構成員20名中、14名が党員。
- ・全人代常務委委員134名のなかの党員は102人。

図表 2 中国共産党第9期全人代常務委党組・全人代常務委機関党組の構成員

中国共産党	党第9期全人代常務委党組	中国共產	産党全人代常務委機関党組
党組書記	李鵬 (政治局常務委員)	党組書記	何椿霖
党組副書記	田紀雲 (政治局員)		
党組組員	曹志		

図表3 各期全人代及び常務委の党員代表・委員比率の推移

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
全人代	55.5%	57.8%	54.8%	76.3%	72.8%	62.5%	66.8%	68.4%	71.5%
常務委	50.6%	50.6%	58.3%	72.3%	78.1%	72.9%	69.0%	69.7%	74%

図表 4 各期省級人代の党員代表比率の推移

	1988年	1993年	1998年
省級	68.5%	70.3%	72.3%
市級	66.6%	70.2%	75.2%
県級	69.2%	70.4%	72.2%
郷級	59.2%	60.2%	61.2%

に置 部 組織としての役割を担うのであった。 される臨時党支部とともに党中央の領導下に置かれて、 中央の今次人代会議に対する方針が示されることとなっている。そして同会議において、党中央の主要な領導幹 代表団の党員責任者を招集して党員代表責任者会議を開催し、 う窓口としても機能してきた(図表2)。また全人代会議に際しては、(8) 員会の領導下に置かれて事務機構である全人代常務委秘書処に対して、党の意思を伝達する窓口となった。 .時にこれらの党組は、 かれて全人代常務委の意思決定機構である全人代常務委委員長会議に対して、 組織部部長、 全人代常務委党組組員らを構成員とする党領導小組が組織される。 意思決定や事務処理の過程で生じた諸問題について、それを党中央に報告し、 党の意思を直接党員や非党員人代代表に伝達する臨時 席上、 党中央総書記が重要講話をおこなって、 会議開催の前日に全人代常務委党組 後者は党中央国家機関 同小組は、 各代表団 指 宗を請 Ι. また 一作委 が 各

って下されるからである。(⑴ に 拘束を遵守する)ことによって、党は人代の議決権を掌握してきたことである。全人代の場合は、第九期全人代 で決定されると定めているように、全人代を含む各級の人代の意思決定は人代代表総数の過半数以上の承認を以 の党員人代代表が党議拘束を遵守することであった。これは憲法第六四条等が全人代の意思はその過半数 (おいては七一・五%が党員であり、その常務委については七四%が党員であった(図表3、図表4)。(ロ) こうした三つの手段を通じて人代に対する領導の実現と徹底を図ってきた党であるが、その要となるの そして第三には、 人代代表の過半数以上を占める党員人代代表が党委の意思を支持する(党員人代代表が党議 の賛成 は第三

て全て、 前述のとおり、人代に提出される議案 同級の党委が承認 į 人代に対して推薦したものである。 (国家機関活動報告案、 法律案、 それ故に、 決議・決定案、人事案など) 例えば人代に提出され は、 た国家機関 原則、 とし

人代会議において過半数以上の代表の支持を得て採択されるまでは、

人事議案は、

ただの党が推薦する人事案

て党の意思を国家の意思に無条件に置き換えることの保障となるのが、 にすぎず、それは人代代表の過半数以上の承認が得られて初めて国家の意思と成るのである。このとき党にとっ 過半数以上を占める党員人代代表の存在

であり、彼らが党の意思を遵守すること、すなわち党議拘束を遵守することなのである。 このようにして党の国家に対する領導が実現されているなかで、近年、以下に示すように、 党員人代代表

制 案を人代は無条件に承認しなくなったのである。筆者はそれを党の人代に対する領導の動揺、 議拘束に造反する事例が観察されている。党や政府が提案する人事案や法律草案、 の動揺と考える。以下事例を挙げてその実態を確認してみよう。 国家機関の活動報告案等の議 現代中国の政治体

党議拘束に造反する党員人代代表

全人代での事例

ことは、党員人代代表の一部が党議拘束を無視した「党議への不支持」の意思の票が投じられたことを意味して 対する支持票比率が党員比率を下回っている。数字の上では、「支持票比率 – 党員比率」の差が党議拘束に造反 動報告、 11 した党員代表比率ということになる。こうした活動報告が党員人代代表比率を下回る支持票しか得られなかった ある。図表に明らかのように、 る 図 [表5は、第八期全人代第一回会議から第一○期全人代第一回会議に到までの政府活動報告と最高人民法院活(≧) 最高人民検察院活動報告の審議を終えた後の表決の際に、これらの報告に承認票を投じた代表の比率で 一九九七、九八、○一、○三年に開催された会議では、最高人民法院活動報告に

いが党

図表 5 全人代での主要国家機関活動報告の支持得票比率

	党員比率	政府活動報告	最高人民法院 活動報告	最高人民検察院 活動報告
第8期第1回 (93年)		98.6%	89.62%	78.75%
第8期第2回 (94年)		97.6%	82.1%	86.6%
第8期第3回(95年)	68.4%	96.9°6	78.6%	81.8%
第8期第4回 (96年)		97.3%	70.2%	80.8%
第8期第5回 (97年)		97.2%	59.6%	67.6%
第9期第1回 (98年)		99.2%	55.1%	74.6%
第9期第2回 (99年)		98.4%	77.9%	77.7%
第9期第3回(00年)	71.5%	97.1%	71.7%	74.4%
第9期第4回 (01年)		97.7%	67.2%	75.0%
第9期第5回 (02年)		97.5%	72.6%	72.0%
第10期第1回 (03年)	72.9%	99.3%	72.2%	79.4%

れた 以前よりも早く一九八○年代から確認され 際に非党員比率を上回る批判票が投じられる事例は、 務院において採択された法律案が全人代(常務委)に提 以降になって観察されるようなったようである。 回会議で採択)、「中華人民共和国村民委員会組織法」など 務委第一六回会議、 回会議で採択)、「中華人民共和国 なものは ものも確認されている。 として継続審議として処理されたもの、 や決議案)に反対の意思を表明した結果、「機が熟さない で党員代表を含む多くの代表が、 全人代の党員代表比率は六六・八%)。この他、 (反対、 定」に対しては、 一九八九年四月の第七期全人代第一回会議において採択 された後、 (第六期全人代第四回会議で継続審議、 「深圳市経済特区に立法権を授与することに関する決 棄権および未投票を含む)が投じられている 「長江三峡ダムプロジェクトの建設に関する決 同法律案を全人代(常務委)が審議し採決する 全人代代表総数の四〇・一四%の批 第一七回会議では継続審議とされ、 継続審議された議案として代表的 破産法」 提出された議案 或いは否決され 第七期全人代第五 (第六期全人代常 ている。 審議 他方、 (法律 (第七 の過程 例 第一八 それ 判票 えば 出 玉

1990年代の全人代会議に提出された法案人事案に対する支持票投票結果 図表 6

	法案・人事案名	党員比率	支持票比率
第7期第5回会議(92年)	三峡ダムプロジェクト着工に関する決議	66.8%	67.75%
第8期第1回会議(93年)	国務委員李鉄映任命案		70.34%
第8期第2回会議(94年)	中華人民共和国予算法		78.97%
	国務院副総理姜春雲任免案	68.4%	63.68%
第8期第3回会議(95年)	中華人民共和国教育法		74.2%
	中華人民共和国銀行法		66.5%

代会議を招集して事態の収集を図るよう要求する請願書を取りまとめた。 定に基づいて「国務院が制定した憲法や法律に抵触する行政法規や決定、 基づいて全人代常務委委員長が常務委を開催し、また憲法第六一条第七項 事件の直前の五月一九日に、 こなったのが党員である胡績偉・第七期全人代常務委委員であった。 する五七名に達したとい た全人代常務委委員は、 の報道によれば、 を撤廃する」か、 憲法第六八条の 府 の第七期全人代常務委緊急会議開催をめぐる動きだろう。 近接した支持票しか得られなかったことが確認されてい に示すような法律案や人事案は否決されることは無かったものの、 る決定(草案)」(第九期全人代常務委第九回会議)などがある。こ案)」(第七期全人代常務委第一五回会議)、「中華人民共和国道路法 が あ 関連する事例として最も有名であるのは、 軍幹部大会が開催され、 当時この戒厳令布告に反対する知識人とともに一部の全人代常務委委員が る。 また否決されたものは 「全人代常務委委員長は全人代常務委を招集する」との規定に 若しくは憲法第六七条の規定に基づいて全人代常務委が全人 全人代常務委緊急会議の開催のために請願書に賛同し署名 第七期全人代常務委委員一 われてい 党政軍中央と北京市の領導幹部が出席する党・政 国務院によって北京市 る。 「中華人民共和国都市居民委員会組 そしてこの際、 一九八九年六月の天安門事件 五五名の約三分 の一部に戒厳令が布告され 請願書の取りまとめをお る。 周知のとおり天安門 この 0 他 修 党員比率に 0 É 12 図 に関 法

相当

部

命令 の規

草

表

654す

直

前

たと一部で報じられていた。 務委法制工作委副主任など、全人代の重要な職位についている党員全人代常務委を含む八名も口頭で賛意を示し の党員常務委委員を含む三八名の常務委委員が署名に名を連ねたと報じられている。この他、(゚ロ) とりわけ五 月一九日の戒厳令布告後に、 胡が全人代常務委緊急会議開催を求める署名を募ったところ、二一名 宋汝芬・全人代常

・ 地方各級人代での事例

に実施された二七の省級国家機関副職幹部以上選挙の結果がそうである。 国地方各級人民代表大会と地方各級人民政府組織法」(以下、 地方各級人代でも党員人代代表が党議拘束に造反する活動はいくつも報告されている。(宮) 組織法)が一九八六年に改正された後の八八年前 例えば 「中華 人民共和

えて一二の正職幹部の選挙 制度の下で、五四一人の主席団推薦候補と一○五人の代表推薦候補がそれぞれ出馬し、全ての副職幹部選挙に加 補であり、事実上非党推薦)もまた立候補することが制度的に保障されたのである。こうして実施された同新選挙 級人代主席団推薦の候補とともに、省級人代代表が連名して推薦をした候補(省級人代主席団が推薦しなかった候 なくてよいとされた)こととなった。つまり全国の省級国家機関の正副職幹部選挙には、 が必ず要求され、また正職幹部選挙に際しては差額選挙の導入ができる(立候補者が一人しかいない場合は実施し 額選挙が実施された。 同 .法の修正によって、副職幹部を選挙する際には「差額選挙」(定数よりも立候補者が多い選挙のこと) この結果、一二名の代表が連名して推薦した候補が当選し (省人代常務委主任と八つの省の省長、 一五の省の法院院長および検察院検察長選挙)で差 (河北、 江西、 事実上党推薦である省 湖南 甘粛省人代 の実施

江蘇省法院院長一名)、

他方において、

九名の主席団推薦候補

(河北、

陝西、

甘粛、

青海などの六名の副

省長、

常務委主任

江

西

寧夏人代常務委副主任各一名、

天津、

上海、

安徽、

浙江、河

河南等の省・市におけ

る副省

市長各

報告されている。

広東省法院院長、 選挙結果は、 党員人代代表の一 河南、 陝西省検察院検察長) 部が主席団推薦候補へ支持票を投じなかったからに他ならない。 が落選したのであった。この主席団が推薦した候補(9) 党委の推薦に造 の落選、 といい う

副省長、 候補が落選し、 反した党員人代代表の存在を確認できよう。 なお、その後の一九九三年前後に実施された省級国家機関幹部選挙では、 北京、 さらには九八年に実施された選挙では八つの省級副職国家機関幹部 湖北の人代常務委副主任、 山西省の人代常務委秘書長) 選挙において主席 浙江省と貴州省にお (湖南、 湖北、 団推薦 いて主席 候 補 0) 安徽省 落 寸 選

級という比較的上級の行政級の人代会議で否決された初めての事例だからである。 おいて瀋陽市中級法院活動報告が否決されたことである。 こうした事例とともに最近注目されているは、二○○一年二月に開催された第一二期瀋陽市人代第四 注目される理由は、 一つには国家機関の 活 動報告が 口

%が党議に造反して不支持票 代表の党員代表比率もこれと同水準だとすれば、 おり、 ではないが、 名の過半数二五二を超えなかったため否決されたのである。 方各級人代における選挙や決議は代表全体の過半数の賛成を以って通過する」と規定しており、 この結果、活動報告は出席者の多数の承認を得ていたものの、「組織法」(一九九五年に再修正) 第二〇条は 同 「活動報告」を表決した一四日の会議には、五○四名の第一二期瀋陽市人代代表のうち四七四名が出席して 表決に際しては二一八名が賛成票を、一六二名が反対票を投じ、八二名が棄権、 この事例が関心を集めたいま一つの理由は、 遼寧省下の各市人代代表に占める党員代表比率の平均値が七八・七%であることから、 (反対、棄権、 未投票)を投じたことになる。 瀋陽市中級法院活動報告に対して党員瀋陽市人代代表の約四 国家機関の活動報告が代表全体の過半数の支持を得られな 瀋陽市人代の全代表に占める党員代表比率は明 九名が未投票であっ 賛成票が五 瀋陽市 6 た。 地 ŽЦ

たという。 席団 法 報告が否決され 賛成を以って通過する」と規定しているに過ぎなかったのである。 か を聴取し審議する」とだけ規定し、 っ の第八条は、 た場合の議事手続きについて関連する法を規定していなかったために、 は議場で緊急会議を開催したのであった。こうした「代表らの前で議論をした」ことは、 た後の議事進行のあり方をめぐって、 地方各級人代の職権の一つとして「同級の人民政府と人民法院、 また同第二○条は 同会議の議事進行を担う第一二期瀋陽市 「地方各級人代における選挙や決議は代表全体 このため、 議事が混乱したからである。 報道によれば一 そして人民検察院の活 四日 異例なことであっ 人代第四回 の表決で活 の過半数 動 組 動 0

議し、 五人の代表が支持)。 活動 活動報告は、 に 動方針報告を聴取することに関する決定を採択し、 告を再度審議したほうがより適当である」との判断にもとづき、 会議は、 「異例な」会議 おい $\mathcal{F}_{\mathbf{L}}$ 報告を審議することとしたのであった。実際に瀋陽市人代常務委は、 審議結果を次回 て「瀋陽市中級人民法院の点検改革活動報告と二〇〇一年活動方針 回会議を開催し、 議事手続きのあり方を再度検討し、「人代常務委が活動報告を継続審査するよりも、 全ての市人代代表の八九・九%の支持票を得て採択されたのであった がおこなわれた結果、 開催される瀋陽市人代会議にて報告する」こととした。 第一二期瀋陽市人代第五回会議を召集して人民法院の点検改革活動報告と二〇〇 主席団は「否決された活動報告を第一二期瀋陽市人代常務委が引き続 その後同年八月に開催された第一二期瀋陽市人代第五回会議 第一二期瀋陽市人代第五回会議を開催 報告」 同年四月に第一二期瀋陽市人代常務 しかし後に瀋陽市人代常務委主 が再審議されてい (全代表四三九人のうち) 人代会議が活 る。 そして同 して 再 動 き審 委 度

ば二○○三年の湖南省岳陽市市長選挙である。 組織法」など人代の議事手続きを定めた法が想定してい な 1,3 事 態の発生 は 他にも数件確認されてい る 例

え

人代代表による羅に対する信任投票となったわけである。

選挙への立候補は、 となったことから、「組織法」の第二二条にもとづいて「同額選挙」が実施された。 二〇〇三年一月一日、 副市長、 湖南省岳陽市第五期人民代表大会第一回会議において、市長選挙が実施された。 常務副市長や市長を歴任し、岳陽市での活動経歴が一二年におよぶ羅碧昇一人だけ つまり同市長選挙は事実上、 同市長

員代表の比率)は、多く見積もって三九・二%(三三四人中一三一人)となる。(ヨ) 果は、 省下の市級人代の党員人代代表比率は七六・八一%であり、岳陽市人代の党員代表比率もこれに準じるとすれば、 それは岳陽市党委の推薦であった。この岳陽市党委の意思に党員人代代表の一部は反意を示したのである。 しており、落選は羅の得票が当選基準である人代代表総数の過半数(二一七票)を下回ったからである。この結 うち二○三票の承認票を得たが、「組織法」第二○条は代表の過半数の得票を得たことによって当選すると規定 月一日に実施された第一回選挙では党員人代代表の造反率(党員人代代表のなかで羅に支持票を投じなかった党 選挙の結果、市長候補の羅は落選した。岳陽市人代代表総数四三四人中、選挙に四三二人が参加し、 無論党員人代代表による党議への造反が原因といえよう。羅の立候補は、主席団の推薦によるものであり、

挙の結果、羅は三三五票の支持を得て(選挙に参加したのは四一六名)当選を果たした。ところが、実はこの再選 挙の実施の手続きが、 この落選の二日後の一月三日に、岳陽市人代は再度人代会議を開催し、再度市長選挙を実施し、 瀋陽市人代での中級法院活動報告の否決と同じように、 法の不備と指摘されているのであ この選

たしかに「組織法」第二四条が

る。

「地方各級人民代表大会が同級国家機関の領導者を選挙する。 得票の多い順に当選とする。そして得票数が同数で当選者を確定できない場合、同得票者が立候補者となって再選 このとき、 過半数の票を得た候補者が定数を超過した場 その

に選挙) 挙を実施する。 次回に開催される人代会議で実施してもよい」 のとおりに選挙を実施してもよい。定数に満たなかった部分の選挙は、 得票順 また過半数の票を得た候補者が定数を下回った場合、 に当選としてもよいし、 本法規定 (過半数の得票者が当選。 不足の定数部分について再度選挙をおこなう。 同得票にて当選者を確定できない場合は別 選挙を実施した会議で実施してもよい

挙は、 な の必要性がある場合」を「組織法」は想定していなかったのである。つまり一月三日に実施された岳陽市 出 と規定してい したが、 「同額選挙」 なんら法的根拠のないまま実施されたであった。 一定数が一人、 る。 の事例については規定したものではない。 しかし同規定は 立候補者が一人の選挙で、 「差額選挙」を実施した際の場合であり、 立候補者が代表の過半数の信任を得られず、 岳陽市人代は再選挙を実施することによって市長 他方において岳陽市市長選挙 再選挙の かよう 市 実施 人を選 長選

なけ 級以上の地方各級人代における国家機関領導幹部選挙を実施するに際しては、 陽市人代主席団が公表したのは、 補者数が法によって規定される正式候補者数を超えた場合、正式候補者数選定のための)協議の時間 さらに言えば、 間僅か二時間であり、 ればならない」と規定しているからである。 同市長選挙のやり直し選挙は 同法が規定する期間 三日午後三時であり、 より短 「組織法」に違反するものであった。 再選挙に羅候補が再度立候補することを選挙管理組織である岳 61 その後選挙が実施されたのは午後五時一〇分であった。 候補者の発表および紹 つまり同 は、 法第二二条 二日以 介 上設け が (立候 「県

薦した党政領導幹部が人代において落選した場合、 推薦および任命活動に関する党内規定である 加 えて、 実を言えば同やり直し選挙の実施は党内規定にも反している。 「党政領導幹部の選抜任用活動条例」 党委は必要に応じて別の人物を推薦してもよい なぜなら、 第四八条は、 党による国家機関 「党委員会が Ų 或 の幹 は次 部 推 \mathcal{O}

期人民代表大会において同一人物を推薦してもよい」と規定しているからである。 (※)

同条によれば、

岳陽市

第

Ŧi.

市第五期人民代表大会第二回会議において実施される市長選挙には立候補することはできるが、 の会期中の一月三日に再度実施された選挙には立候補できないことになる。 人民代表大会第一回会議の開会中の一月一日に実施された市長選挙に落選した羅候補は、 次期に招集される岳陽 同じ第一回会議

事態は、 法律に議案の否決や候補者の落選後の議事手続きに関する記載の不備があり、 挙を通じて七○%以上の党員人代代表を人代に送り込んできた党にとって、 国家機関幹部選挙の実施にあたっては、党員代表が党議拘束を遵守することを当然視してい たのかもしれない 組織法」が、 それまで有り得ないことと認識していたのかもしれない。これまで党は、 党の意思が支持されることは間違いないと確信してきたのではないだろうか。 議案が否決された場合の議事手続きを想定していなかった理由 党が提出した またそれにも気がつくことはなか は明らかではない。 国家機関の活動報告の だからこそ、 「議案の否決」という たために、 おそらく、 関係する 審議や選 審議 選

代常務委辧公庁の担当者から活動報告に対して支持票を投じるよう、はじめて香港地区代表団に対して 港地区代表 であろう議事手続きの不備の問題の解決に対して取り組み始めたようである。 ○二年の第九期全人代第四回会議開催期間中に人代会議において審議される活動報告を提出した国家機関や全人 がなされたという。 かし近年 (親中系の自由党元党首) の党は、 党員代表が党議拘束に造反する事例の増加に危機意識を抱くとともに、 によれば、二〇〇一年の瀋陽市人代の事例を契機とするかのように、 例えば李鵬飛・第一○期全人代香 その結果発生 する

うるとの認識のもと、第九期全人代常務委第二九回会議に提出された「全人代及び各級地方人代監督法 員代表が党議拘束を遵守することは必然ではなく、 また曾徳成・第一○期全人代代表 (当時、 香港特別行政区政府中央政策小組顧問) 瀋陽のように国家機関の活動報告が否決される事例が起こり によれ ば 中 ・央は、 今後、 (草案)」 党

に基づいて、大会でその後の議事の進めかたを人代会議で決定する、と規定されたのであった。 果、提出された同法 を起草する過程で、 人代においては二カ月以内に会議を開催することとし、県級以上の人代の場合は人代会議主席団が もはや党は、 党員人代代表が党議拘束を遵守することを当然視しているわけではないのである。 人代会議は国家機関の活動報告が否決された場合の議事運営のあり方を議論したという。 (草案)の法律案は、 国家機関の活動報告が人代会議において批准されなかった場合、 、提出し た意見 郷 鎮 結

四 党議拘束の遵守を要求する党

状況の変化は顕著である。(タヒ) 束遵 に対する領導を実現する鍵である人代への領導の実現と徹底のために、 人代会議が発する声は「賛成」 党員人代代表の党議拘束への造反が近年、 一守の徹底を図ってきた。 とはい 或いは え、こうした状況の変化に対して党は手をこまねい 「同意」という一つの声しか存在しなかったといわれ 以前と比較して多く観察されてい いくつかの方法で党員人代代表に党議: る。 てい 九五 るわい 七年の た時期と比較 け ć 反 は 右 派闘 な して、 争以降、 \mathbf{F} 家 拘

一 党の規定と条例

に対して領導幹部を推薦することに関する幾つかの規定」 連する規定や条例を公布してきたことである。 つには、 九九〇年代以降、 党は党員人代代表に対して党議拘束遵守の必要性を繰り返し強調 例えば九〇年一月一二日の の第六条は、 次のように指摘している。 中 共中 央の地方党委が 地 方 同 \pm [家機 時 に関

全うする。党委員会が推薦する人選に対して異見がある場合、

党組織に対してその意見を伝達する。

文書を配布するほ

法にもとづき、

適切に職責を

党員人代代表と党員人代常務委は、党委員会の意図を徹底するために積極的に参与し、

員代表が提出した意見や建議を伝達すること。 すること。党員人代代表に対して党委の人事案を紹介説明し、党委員会の意図の徹底を図ること。 に活動をする。臨時党組織の選挙活動における主要な任務とは以下のとおり。党の幹部路線、 地方人民代表大会が開会している期間、 大会主席団と各代表団は臨時党組織を設立し、 同級の党委員会の領導 方針、 党委員会に対して党 政策の徹底を宣伝 0 もと

薦のほかに、三〇名以上の人代代表の推薦があれば立候補が可能としている)といった内規を設けていたという。 (3) 議 ならない た省級国家機関領導幹部選挙に際して一部地方の党委は、党員人代代表に対して同級党委推薦の候補者を支持す する条例」の第四三条も同様に規定している。また、具体的には確認はされていないが、(ミヒ) 織された臨時党組或いは人代常務委党組、 の臨時党組織や人代常務委党組、 また一九九五年二月に党中央が公布した「党政領導幹部の選抜任用活動に関する暫定条例」第三七条は、 人代或いは人代常務委に対して人代常務委及び政府組織の幹部を推薦する際、 風評を流布するなどをして他人の選挙意識に影響をあたえてはならない。 また党委の推薦を得ていない人物が立候補するに際しては、 法にもとづき、 (組織法」は省級国家機関領導幹部選挙への立候補要件として、 適切に職責を全うする」としている。○二年七月の 人代常務委の構成員及び人代代表のなかの党員は、 さらに党員人代常務委員に対して党委の推薦意見を紹介する。 当該立候補者の推薦者として名を連ねては 事実上党委の推薦を意味する主席団による推 「党政領導幹部の選抜任用活動に関 人代会議の開催に際して組 党委員会の意図 九八年前後に実施され の徹底に 人代会

守の必要性を訴えてきていた。例えば、一九九三年七月の「省、自治区、(※)

こうした規定や規則にもとづいて、全人代をふくむ党政領導幹部は繰り返し党員人代代表に対して党議拘束遵

直轄市人代常務委責任者座談会」

席する会合において、党員人代代表は党員として同級の党委の決定に従う必要性を強く指摘してい に長く在り、 人代代表に対する党議拘束遵守の必然性は繰り返しされていたようである。例えば、 同級党委の意思を遵守する」ことの必要性を要求している。 方国家機関に対して領導幹部を推薦することに関する幾つかの規定」)を例示しながら、「人代常務委のなかの党員 13 て田紀雲・第七期全人代常務委副委員長は、 また党の政法部門の有力者であった張友漁は、 前述の党中央が九〇年に発出した規定(「中共中央の地方党委 なお、 八六年一〇月に山西省の各級人代常務委関係者 これらの規定や規則が示される以前 全人代法律委員会委員 から党 が 0) が は 地

は、 代活動会議」 例えば二〇〇一年五月に回玉良・江蘇省党委書記 なお、こうした規定や条例の趣旨については、 人代常委会党組や党員人代代表の活動のあり方として次のように要求している。 は、 中 -共江蘇省委員会の人代の活動をより一歩強化することに関する決定」 当然ながら地方においてもその徹底と遵守が伝達され (当時。 現第一六期中国共産党政治局委員) を採択した。 が出席 した てい 「全省人 同決定 る。

党委員会の決議や決定を徹底することを保障し、 党の意図を徹底することを自主的に受け入れ、 ること、 る報告制度をよりよく建設していくとともに、 究しなければならない。 決定をおこなう際には人代常務委党組の意見を注意して聴取し、 0 「人代常務委党組は、 要求が履行されることの責任を負う」。 の三者を同時に実現するよう取り組まなければならない。そして人代代表と人代常務委委員のなかの党員 党委の決定と意図の徹底を保障するために、 各級人代常務委党組は、 党の決定を真剣に執行し、 人代が立法や監督活動を展開する過程で、 党の領導の堅持と民主の積極的な発揚、 党の思想を強化し、党の領導を自発的に受け入れ、 人代常務委党組が提起した問題について十分に検 充分に機能を発揮する。 党の紀律を模範的に遵守し、 そして法にもとづいて活動 党の路線や方針や政策そして 一方で各級党委は、 同級の党委に対 中央と各級党委 重大な

さらに、こうした江蘇省党委の決定は、 省よりも一つ下級の行政単位の党員人代代表に対しても伝達されてい

の必要性を再確認しているのである。

ことに関する決定』を徹底させることに関する意見」を党員揚州市人代代表に対して説明し、 市人代工作会議」を開催し、 ることが確認されてい る。 例えば揚州市党委は、 会議で「中共揚州市委員会の 上述の決定がなされた後の同年一一月に「揚州市党委全第 『中共江蘇省委員会の人代の活動をより一歩強化 党議 の拘束の遵守 ける

□ 人代領導幹部の党内権威の強化

委員長 党議拘束の遵守の徹底の鍵の一つが人代常務委党組書記の同級党委における序列であるといわれる。 る 党員を含む人代常務委員および代表は党議拘束遵守と支持の要請の圧力を強く意識するからである。 代常務委委員に党議拘束の遵守を、また非党員人代常務委委員と代表に対しては支持を要求してきた。その際: から選出されている。 き上げることであり、その結果として、人代と人代領導幹部の党内権威を高めてきたことである つの判断基準は、 党が人代に対する領導を強化するために実行しているいま一つの手段とは、 全人代に関しては全人代常務委党組構成員の党内序列が、とくに第八期全人代(一九九三年) 前述の通り、 第六期および第七期全人代の常務委委員長は政治局委員にすぎなかったが、第八期以降は政治局常務委委員 (或いは主任)である人代常務委党組書記の同級党委内の序列が高く、党内の権威が強ければ強いほど、 党は党の意思を人代常務委に伝達する窓口として人代常務委党組を設置し、これを通じて党員人 人代主任の党内序列が各級党委常務委会議に出席することのできるか否かであるといわれる。 地方においては、 近年人代常務委主任と党委書記の兼職化がすすんでい 党員人代領導幹部の党内序列を引 る。 以降上昇 従来の人代主 例えばその 人代常務委 してい

としても党内序列は低いことが多かったという。しかし九○年代以降、党委書記と人代常務委主任の兼職化

任は同級党委常務委の職にあった人物が引退した後に就く職であったため、

たとえ人代常務委党組書記であった

の傾

の時 向 の省級行政区 四期全国代表大会後の九四年八月には六省が兼職 人代常務委主任を兼職し、 Д の時点での兼職数は三 は顕著であり、 省 点では、 広西、 (天津、 海南、 党中央政治局員である省級党委書記が省級人代常務委主任を兼職 (二三行政区)の人代常務委主任と党委書記が兼職するようになったのである。(⑴ 河北 これによって人代の党委内での権威は大きく高まった。 雲南、 内蒙古、 西蔵、 (黒竜江、 ○二年の党第一五期全国代表大会を経て○三年三月の第一○期全国人民代表大会開 吉林、 新疆) 江蘇、 江蘇、 が党委副書記を兼職。 海南) 浙江、 で、 江西、 (内蒙古、 党委副書記との兼職は四省に過ぎなかった。 湖南、 吉林、 さらに党第一 海南、 浙江、 四川 江 貴州、 五期全国代表大会後の九八年九月に 党第一三期全国代表大会後の八 西 陝西) しない 陝西、 で九省 以外は、 青海、 寧夏) (北京、 西蔵を除くすべ その後党第 が党委書記 河北、 八年九 Ш 西 7 は

代主任 れば、 立した背景や過程、 て発した よう要求したという。(43) する通達を発し、 の意味に し張有漁 なお地方党委書記と地方人代主任の兼職は、 党中央は九二年と九七年に各省級人代選挙にあわせて省級党委書記を人代主任候補として推薦してよい の同級党委常務委会議への出席はこの時期にはあまり多くの地方で実現されてい !おいて八○年代の人代主任の党内序列はそれほど高いものではなかったと言えよう。(↩) が八六年一一 「地方各級人代常務委の設立により一 さらに○二年 根拠を知る必要がある。 月の会議において「人代主任が党員であれば党委常務委会議に出席させ、 の同選挙では省級党委書記が中央政治局委員でなけれ 決して人代は養老院や名誉職ではない」 層領導組織の調整を進めることに関する意見」 九七九年八月に党中央が中央組織部と中央統 と指摘していたように、 ば主任候補として推薦する なかったようである。 にはじまる。 (41) その後、 党委の意見 選戦 線部 報道によ に が L 対 そ 成 か

こうした経緯を踏まえれば、 近年 の人代の地位 |は以前と比較して、 より 層向上したといえるのではな į, i だろ

うか

うか。

五 人代代表の活動の特徴

党員人代代表が党議拘束に造反する事例が近年観察されている。 こうして党は党員人代代表に対して党議拘束遵守の重要性を訴え続け、また必要な措置を講じてきた。 なぜ党の取り組みは効果をあげていない

党議拘束に対して反対意見が提出される背景を探り出すこととしたい。 代表の活動を観察し、そこから党員人代代表を含む人代代表の活動の特徴(行動様式)を抽出することで、党の 党員人代代表の具体的活動を明らかにすることも容易ではない。そこで本稿は、 党議拘束と、それに対する党員人代代表の行動に関するそれぞれの具体的事例を検証する必要があるはずだ。し の実態とその変化の可能性を展望しようと試みるものであるが、そのためには、一部の党員人代代表が造反する それが党の国家に対する領導の動揺を示唆するものと考える。本稿はこの視点を通じて、党の国家に対する領導 かしながら、 筆者は、 このことは党が遵守を要求する党議拘束に対して党員人代代表が反対の意見を表明した結果であり、 資料の制約から党が提示する党議拘束の具体的事例を詳細に検討することは難しく、またそれへの 党員人代代表を含む全ての人代

会議 と、第四期人代第三回会議(二〇〇〇年)と、第四回会議(〇一年)、第五回会議(〇二年)、第五期市人代第一回 五期市人代の全代表四二八名の個人背景(氏名、 具体的には本稿は、以下、江蘇省揚州市人民代表大会が公開している第四期市人代の全代表四一六名および第 (の抽出を試みる。 (○三年)、第二回会議 (○四年)に対して提出した議案本文の精読を通じて、 性別、 出生年、所属・就業単位、 民族、 議案提出という代表の活 学歴、党派等の個人資料) 動

なお揚州市人代を事例として取り上げた理由は、 人代代表の活動実態を明らかにする上で不可欠な関係する資

要は図表7、

ま

た

比較

の対象として、

揚州市と同じ行政級である地級市人代の代表構成比率

Ó

全国平均

を**図表9**に付した。

料 て描き出される人代代表の活動の特徴は、 事例だけを以って全中国的な特徴を論じることは当然不可能である。 玉 (人代代表の個人資料および人代代表が提出した議案、 !おいて揚州市人代だけだからである。 なお一定 とはいえ、これは非常に地域的に限定的な資料であり、 0 価 議案提出者名)が、 値はあるだろう。 しか 全面的に公開されている人代は、 し現段階で信頼できる資料にもとづ 揚州市人代 0

第四回会議に提出した議案と第五期揚州市人代代表が第五期人代第一回会議に提出した議案を検討する。 人代第三回会議と第五回 また本稿では、 揚州市人代資料のなかで完全に資料が整 日会議、 第 一回会議 配につい ては、 議案の内容および議案提出者の っている第四期江蘇省揚州 市 人代代表が第四 部の み が 公開 され 期 第 市 四 人代 期

揚州 市人代代表の概況

るにすぎない

からである。

は、 江 って成立した 都 市下の邗江区、 州市 市 第四 人民解放軍の七つの選挙区から選出された四一六人で構成される。 図表8のとおりである。 期人代代表 (新) 広陵区と維揚区をあわせた合計七つの選挙区から選出された四二八人で構成され 宝應県、 (一九九八年~二〇〇三年) 儀征市、 高郵市、 江都市、 は 市下の広陵区、 人民解放軍、 そして広陵区と郊区の行政 郊区、 まだ第五期人代代表 邗江区、 宝應県、 儀征. 区 (二〇〇三年~) 画 . る。 市 の変更に伴 そ 高 Ō 市 概

(=)議 案提 出 の 特徴

さて、 第四期市人代代表は、 同第四回会議に対して六三件の議案、 第五回会議に対して五一 件の議案、 また第

図表 7 第 4 期江蘇省揚州市人民代表大会代表の構成

	広陵	郊区	邗江	宝應	儀征	高郵	江都	軍	合計
総数	78	20	39	64	53	67	83	12	416
党員代表	59 70.4%	15 75.0%	30 76.9%	47 73.2%	36 67.3%	50 74.6%	61 71.4%	12 100.0%	310 72.83%
民主党派籍 代表	$\frac{3}{3.8\%}$	$\frac{2}{10.0\%}$	$\frac{1}{2.5\%}$	1 1.5%	$\frac{2}{3.7\%}$	1 1.4%	3 3.6%	0 0 %	13 3.1%
男性代表	65 83.3%	17 85.0%	35 89.7%	47 73.4%	$\frac{42}{79.2\%}$	49 73.1%	64 77.1%	12 100.0%	331 79.5%
高学歴代表	60 76.9%	13 65.0%	29 74.4%	38 59.4%	36 67.9%	37 55.2%	52 62.7%	11 91.2%	$\frac{276}{66.3\%}$

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

図表8 第5期江蘇省揚州市人民代表大会代表の構成

	広陵	維揚区	邗江	宝應	儀征	高郵	江都	軍	合計
総数	55	46	41	66	56	66	85	13	428
党員代表	45 81.8%	$\frac{36}{78.3\%}$	31 75.6%	51 77.3%	38 67.9%	51 77.3%	62 72.9%	13 100.0%	327 76.4%
民主党派籍 代表	$\frac{2}{3.6\%}$	3 6.5%	$\frac{3}{7.3\%}$	1 1.5%	1 1.8%	$\frac{2}{3.0\%}$	2 2.4%	0.0%	$\frac{14}{3.3\%}$
男性代表	44 80.0%	37 80.4%	34 82.9%	54 81.8%	43 76.8%	51 77.3%	71 83.5%	13 100.0%	347 . 81.0%
高学歴代表	45 81.8%	40 86.9%	$\frac{38}{92.7\%}$	54 81.8%	50 89.3%	51 77.3%	71 83.5%	13 100.0%	362 84.6%

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

図表 9 市級人代代表の構成比率 全国平均

党員代表比率(1998年)	75.2%
民主諸党派代表比率(1998年)	4.06%
男性代表比率(1999年)	78.2%
高学歴代表比率(1998年)	61.9%

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

図表10 揚州市人大会議に提出された 議案数と建議数

会議	議案数	建議数
第4期第4回会議 (2001年)	63件	224件
第 4 期第 5 回会議(2002年)	51件	103件
第5期第1回会議(2003年)	64件	230件
第5期第2回会議(2004年)	68件	214件

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

Ŧī. 期

人代代表

は

第

П

[会議

に対して六四

件

0) 議

第

三回

会議に対しては六八件

の議案を提

出

し

て

U る

図

表

<u>10</u> °

る。

これ

らの議案の提出状況

5

以下の数点の議案提出に関しての人代代表の活動の特徴が抽

経済開発区設置の要求)、

行

政活動 か

(徴税権、

公共交通管理権

道路管理

(権等) (道路

に関する問題など多岐にわたって

田

され

提出された議

案

は

文化教育問

題、

環境

保

護問

題

都

市 区

画 整 蓮

建設と整備、

架橋工事、

港湾建設

工

事

同 つにはほとんどの議案が同 0 選出選挙区の代表による議案の提出 一の選出選挙区の代表が連名して提出されていることである。 図 表 11

図表11 第4期揚州市人代第4回会議に提出された議案

議案提出の代表が選	議案数	
選出選挙区の異なる代表による提出		5
	58	
	広陵区	10
	郊区	16
	邗江区	16
]一の選挙区選出)代表による提出	宝應県	2
TOTAL STREET	儀征市	3
	高郵市	6
	江都市	5
	人民解放軍	0

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

図表12 第5期揚州市人代第1回会議に提出された議案

議案提出の代表が選	出された選挙区	議案数
選出選挙区の異なる	代表による提出	6
		58
同一選挙区選出の代表による提出	広陵区	8
	維揚区	10
	邗江区	16
	宝應県	2
「女による使田	儀征市	7
	高郵市	6
	江都市	10
	人民解放軍	1

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

と図

表 12

に

図表13 第4期揚州市人代第4回会議に提出された選出選挙区が異なる代表が提出した議案

	議案提出者	筆頭議案提出者	備考
市人代常務委の「旅行業の 発展の速度を速めることに 関する決議」を実施し、重 点文化観光地区への投資と 開発への取り組みを強め、 我が市の旅行業の発展を速 めることに関する議案	儀征市(1)、 宝應県(2)、 江都市(1)、 広陵区(6)	市人代常務委・ 教育科学文化衛 生工作委員会主 任(儀征市、党 員)	市人代常務委委員(5名) らが連名で議案提出。党 員(8)、無党派(2)名
都市洪水防止プロジェクト の建設の歩みを速めること に関する議案	広陵区(8)、 高郵市(1)、 江都市(1)	省水利勘測設計 院副総工程師、 研究設計一室主 任(広陵区、非 党員)	揚州市市区内(広陵区) の洪水防止が目的。広陵 区外の共同議案提出者は 市人代常務委・農村工作 委副主任(高郵市)、市 人代常務委・城郷建設環 境保護工作委主任(江都 市)。党員(6)、無党派 (4)
都市交通の統一管理を実行 することに関する意見(議 案)	高郵市(1)、 郊区(9)	市人代常務委・ 農村工作委副主 任(高郵市、党 員)	党 員(7)、民 主 党 派(九 三学社、1)無党派(2)
経営困難に陥っている企業 の労働者の医療保険問題を 適切に解決することに関す る議案	儀征市(4)、 宝應県(1)、 高郵市(4)、 広陵区(1)	市人代常務委・ 市総工会主席 (儀征市、党員)	党員(7)、民主諸党派 (致公党、1)、無党派 (2)
下崗職工が再就職センター を出所した後に直面する問 題を積極的に解決すること に関する議案	儀征市(6)、 高郵市(2)、 宝應県(1)、 広陵区(1)	市人代常務委・ 市総工会主席 (儀征市、党員)	党員(5)、無党派(5)

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

害の一 選出選挙区の異なる人代代表 ことができた。 表は党派の同一 なかった。そこには、 た形跡を観察することはでき 表らが共同して議案を提出 特定の政党に所属する人代代 会議に提出された議案からは 徴の一つといえよう。二つの されるわけではないことも特 個別の政党の意見として提出 提出されてきた議案であった。 どの議案は、 示されるとおり、 13 て議案を提出する形跡を見る じくする代表の連名によって と図表14にまとめられた、 その一方において、議案は 致する代表らが共同 選出選挙区を同 例えば、 性よりも、 そのほとん 人代代 図 表 利

図表14 第5期揚州市人代第1回会議に提出された選出選挙区が異なる代表が提出した議案

	議案提出者	筆頭議案提出者	備考
新「副食品プロジェクト」 の推進に関する議案	広陵区(4)、 高郵市(1)、 儀征市(1)、 宝應県(3)、 邗江区(1)	原揚州市人代常 務委副主任(広 陵区、党員)	市人代常務委農村工作委 主任、同副主任、財政経 済工作委主任、副秘書長 研究室主任らが連名。党 員(10)、無党派(1)
揚州市法律サービスセンタ 一設置に関する建議 (議 案)	広陵区(2)、 邗江区(2)、 儀征市(1)、 宝應県(2)、 高郵市(2)、 江都市(1)	揚州晾字律師事 務所主任(広陵 区、党員)	市人代代表中、法律事務 所に所属する代表3名の うち、2名が同議案の共 同提案者。党員(9)、無 党派(1)
我が市の融資資金のルート をより一層拡大することに 関する若干の建議(議案)	高郵市(4)、 儀征市(3)。 議案提出要件 は10名以上の 連名であるが 掲載されてい るのは7名。	揚州市人代常務 委・中国建設銀 行揚州市城南支 行副行長(高郵 市、民建)	党員(3)、民主党派(民建、致公党)、無党派(2)
『中華人民共和国民辦教育 促進法』を真剣に実施する ことに関する議案	広陵区(5)、 高郵市(1)、 儀征市(1)、 邗江区(3)	江蘇省揚州中学 校長(広陵区、 党員)	学校関係者(広陵区教育局長・党組書記、揚州大学付属中学校校長・党支部書記)らが共長・党支部書記)らが共同議案提出者として名を連ねている。党員(9)、民主諸党派(致公党)(1)
天寧寺、重寧寺の開発に関 して統一的計画を立てて積 極的に開発することに関す る議案	邗江区(2)、 儀征市(1)、 広陵区(2)、 江都市(1)、 宝應県(2)、 維揚区(1)、 高郵市(1)	揚州市人代常務 委副主任(邗江 区、党員)	両寺は広陵区に所在する 由緒ある寺院。議案は市 人代常務委副主任2名と、 市人代常務委委員6名 (うち2名は副秘書長を 兼職) が議案提出者とし て名を連ねている。また 市環境保護局局長・党組 書記も提出者の一人。党 員(10)。
文昌閣周辺に地下道を建設 することに関する議案	維揚区(2)、 江都市(2)、 広陵区(1)、 宝應県(2)、 邗江区(2)、 高郵市(1)	元揚州市人代常 務委副主任・党 組副書記(維揚 区、党員)	文昌閣は広陵区に所在する清代建立の楼閣。揚州市の中心。議案は現職市人代常務委副主任(1名)と原職副主任(2名)、常務委委員5名が議案提案者として名を連ねている。党員(10)。

くる。 案が取り上げる問題と関連する行政区を選出選挙区とする代表らが共同して提出された議案を確認できた。 選出選挙区が異なってはいるものの所属する部門や業界が類似している代表によって提出されたもの、 域に及ぶ問題や複数の選出選挙区に跨る問題であったからである。こうした議案のなかには、 らが共同 れたものである。 かし、 案が取り上げる問題が、 して提出した議案の内容を精読すると、 いずれにしても人代代表が提出した議案の九割以上が、 人代代表は選出選挙区という地域の代表として団結して活動する、 単一の選出選挙区(つまり揚州市市下の行政区) 異なる選挙区の代表らが共同して議案を提出した理 選出選挙区を同じくする代表によって提 に止まらない、 という特徴がまず確認され 僅 或い かでは は 由 或い あ 揚 が見えて 州 は

選出選挙区への経済・政治的な利益誘導を意図する議案の提出

議案提出に関する人代代表の活動のいま一つの特徴とは、

人代代表は議案の提出を通じて選出選挙区へ

、の経済

た。

的 全てについ 政治的な利益 て一つ一つを例示して確認することはできないが、 の誘導を図っているということである。 紙面 いくつかの事例で確認してみよう。 の都合上、 そうした利益誘導の実態に て議

鎮の一つである同鎮に経済区を設置することは、 揚州市東部 れることである。 杭集鎮は揚州 鎮に経済活動 例えば第四 そして潜在的には一 の経済発展が揚州市市内および西部地域と比較して遅れていることから、 市市内からわずか一〇 が優遇される経済区の設置を要求するものである。 期市人代第四回会議に提出された第一二号議案 第二には経済活動に関する初歩的 ○○億元以上の経済発展の可能性を有すること、 畑に位置するという地理的利便さと、 省東部地域における経済発展ための基盤整備を意味すること、 な基盤が整っていること、第三には年間 (以下、 議案が指摘する経済区設置の 議案はすべて同会議に提出され それゆえの市場 第四には江蘇省 揚州市東部に位置する杭集 の早期 で工 必 一業の経 要性は の発展 たもの) 済規 が見込ま 第一に は

図表15 第4期揚州市人代第4回会議に提出された第12号議案の提案者

議案提出者の所属先	所属党派
揚州市人代常務委、江蘇三笑集団董事長、邗江区工商聯副会長	無党派
江蘇三笑集団総副経理	中共
邗江区経済委員会主任、邗江区工業局局長	中共
邗江区経済委員会主任科員	中共
邗江区計画生産委員会業務股副股長	無党派
邗江区綿績廠労働者	無党派
邗江区多管局生技股副股長	民建
邗江区人代常務委主任	中共
邗江区煙草專売局局長、県煙草公司経理	中共
揚州市農業局局長	中共

くの行政権限を手にするという利益を享受することになるだろ

政府内の経済関係部門に所属する代表が提案者に名を連ねて

彼らは同鎮が経済区に指定されることによって、

新たに多

お

には経済委主任や工業局局長

計画

[生産委員会など邗江区人民

する存在といえよう。

具体的に言えば議案の提出者としてそこ

定されることよって直接的或いは間接的に何

らか

の利益を享受

ものであるが、

議案を提出した代表らは、

杭集鎮が経済区に指

選挙区選出の一○名の代表によって提出され

た

図

表15を参照

杭集鎮が存在する邗江

区

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

案者)である私営企業 要求している)。そしてなによりも、 権を付与することや税制等の優遇措置を講じるよう市政府に対 う 経営上の する同集団は、 の一人である同集団副総経理といえよう。 最大の受益者は、 また、 (実際、 選出選挙区の環境保護や住民の生活環境の改善とい 利益を得られ 提出された議案には区政府独自の経済プロ 同鎮が経済区に指定されることによって多く 同議案の筆頭議案提案者 ?るはずである。 (46) 「江蘇三笑集団」 経済区に指定され 董事長と、 邗江区杭集鎮に所 (実質的な議 ジェクト批 共同提案 た場 案 合 して 0 う

こうした趣旨で提出された議案は、などである。

図表16 第4期揚州市人代第4回会議に提出された第19号議案提案者

議案提出者の所属先	代表選出選挙区	党籍
揚州大学体育学院副院長、揚州大学体工部副主任	広陵区	致公
揚州大学農学院動科系副教授	広陵区	民盟
揚州大学商学院中国料理系化学教研室副主任	広陵区	九三学社
揚州市第三人民医院副院長	広陵区	無党派
揚州市外語教研站站長、揚州大学付属中学外語教研組組長	広陵区	無党派
揚州市八怪記念館館長	広陵区	中共
揚州市交警支隊一大隊一中隊副中隊長	広陵区	中共
揚州市師範第二付属小学校校長	広陵区	中共
揚州市十字医院内科副主任	広陵区	無党派
揚州市体育運動学校学生科副科長	広陵区	無党派

が

瘦

西

湖

公園

の駐車場問

問題緩和

 σ

ために計画

した同緑地

で

の政

駐 府 出

したものである。

議案は、

市政府に対して一九九三年に市

「の人代代表が連名して提

車場建設

の撤回をもとめるものである。

に

同緑地がある広陵区選挙区選出

範学院および近隣住民とのあいだで発生した紛争の解決

緑地開発者である揚州

万江房産公司

と緑地

0

開 の

発

に反対する師

の

た

技術学院

師

範学院)

の近隣にある「緑地」

崩

発をめぐって、

第一九号議案は、

揚州市柳

湖路に

所在する揚州大学教育

科学

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

万江 る可 び近隣 あ 車 在 区 め る 場 ぐ 選挙区選出の代表は以下の理由を掲げてい 0) 能性が 案に 房産公司」 つ が て 第二には、 !建設されることによって景観を損なう恐れ 緑 の住民合わせて約 地 ょ その あるからである。 n ば と隣接して歴史的な文教施設 と周辺住民 調査工事の段階 駐 駐 車場の 車場を建設すべきでない つのあい 万人が排気ガスや騒音汚染に晒 建設によって揚州大学教員宿舎 そして第三に から建設を請り だで繰り返し深刻な争議 が立 は、 理 負 る。 駐 地 亩 つ 7 車 してお 第一には、 として、 があるか 場 į, る 0 建 ŋ 広 が 揚 設 ż 6 お 陵 駐 現 発 州 を n ょ で

確認されている。文脈で、議案提出代表が選出選挙区へ利益誘導を図

った議

案

ŧ

った。

生してきているためである。 において繰り返し報道され、その規模と社会的な関心は小さくないという。 争い の実態については明らかではない。 しかし、 争 ر ئ د ئ はすでに 揚 捅 H

B

であり、 しているなど、 てからすでに七、 そして図表16が示すとおり、 それゆえに代表は、 画地近隣の住民の環境保護意識と健康不安を背景にして、 またその多くが揚州大学関係者でもあった。 建設を取り巻く諸々の情況が変化したとして、 八年が経過し、 一九九三年に市政府が痩西湖公園の駐車場問題緩和のための新たな駐 同議案の提案者一〇名は駐車場計 計画地の周辺はすでに住宅が林立し、 議案を提出した人代代表らは 市に対 議案を提出したといえよう。 画地のある揚州市広陵区選挙区選出の人代代表 して計画の変更を要求するのであっ また一万余の住民は生態環境保護を切 自身 0 車場 選挙区民であ 0 建設 る駐 画 望

いま一つ、環境問題に関する議案を例示しておこう。

村 ていることから、 第三三号議案は、 麗窋村など周 囲二○平方キロ 市政府に対して、 揚州市郊区に立地する揚州市セメント工場や缶詰工場、 メートル) に対して大量の煤煙と排水を排出 これらの工場群による環境破壊の改善に向けた取り組みを要求するものであ L 発電施設が、 当該地: 域 に様 近隣村 々な影響を及ぼ (黄金村、 星

と言う。 議案によれば、 たとえば煤煙のために窓を開けることができないこと、 これ らの環境破壊の影響は、 直接的には住民の居住環境の悪化というかたちで表面化 洗濯物を屋外に干すことができないこと、 して 期 る

民収入の減少という問題を引き起こしているとい いことがそうであった。 にわたる大気汚染によって住民に健康障害が生じていること、そして長期にわたり青年の体格検査の合格率が また、 同地域の農作物に対する影響も指摘されていた。 う。 1,1 ま一つには、 これらの環境破壊の改善をもとめて関係 農作物の生育が悪く、 多くの 低

民

.が繰り返し党政機関へ「上訪」をおこなってきたことによる間接的な影響である。

部

の機関や企業では生

図表17 第4期揚州市人代第4回会議に提出された第33号議案提案者

議案提出者の所属先	代表選出選挙区	党籍
郊区財政局局長	郊区	中共
郊区湾頭鎮沙聯村支部書記	郊区	中共
揚州市鴻大房地産公司経理、郊区建設委員会副主任	郊区	中共
揚州市東郊果品公司経理	郊区	中共
郊区西湖鎮党委副書記、経委書記、郊区人代主席	郊区	中共
郊区文教局督導師室副主任	郊区	中共
揚州市蔬菜研究所高級農芸師	郊区	無党派
郊区建設委主任	郊区	中共
揚州市久揚漁具有限公司総経理	郊区	中共
揚州亜星客車股分有限公司副総経理	郊区	中共

憂慮して、 できないもの

ó

選出選挙区民の居住環境や経済環境

な利

1は確認

議案提出者の

同選挙区選出の代表が議案を提出したとい

う構 死の悪化 害

义

は

l

が

同

議案の一

○名の提案者は、

13

ず

n

も議案が

問題とす

Z

I

場

所在する揚州市郊区選出の人代代表であった。 人ひとりが議案提出によって享受し得る具体的

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

選挙区 要求するといった、 級 されてい 観察できるだろう。 た利益の誘導だけを意図しているわけではな 市 さて、 郊区選出代表が提案した第三八号議案がそうである 県人民政府が揚州市人民政府に対して) 0 議案提出は選出 る。 行政機関 例 えば郊区建設委員会主任が筆頭議案提案者とな の上級行 政治的 選挙区 な利 政 機関 益 \wedge の経済や環境 の誘導を意図する議案も提出 に対して 行政権限 (揚州市下の 6 1 保 護問 例えば、 の委譲 題 に 区 (図表 選出 関

か 県 ていた。 原因となって投資者が同地域の経済活動に対する投資を敬遠す 止しており、 活 る動きがあること、 のではないかと懸念されるのであっ 動 の影響を回避するために住民 この結果として同 近隣 の公園利用者数の減少なども言及され 2地域の社会の安定が損なわ た。 が Ē さらには、 訪 に出ることを阻 環境汚染 れる

図表18 第4期揚州市人代第4回会議に提出された第38号議案の提案者

議案提出者の所属先	所属党派
郊区建設委員会主任	中共
郊区西湖鎮党委副書記、経済委書記、人代主席	中共
揚州市疏菜研究所高級農芸師	無党派
揚州市久楊漁具有限公司総経理	中共
郊区人代常務委主任	無党派
揚州市人代常務委委員、江蘇里下河地区農科所小麦育種室主任、九三学社 揚州市委副主任	九三
郊区湾頭鎮沙聯村支部書記	中共
郊区財政局局長	中共
揚州市東郊果品公司経理	中共
揚州市鴻大房地公司経理、郊区建設委副主任	中共

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

号 要 府 入するよう要求するものであった。 す は す て 管 となり る財 議 これと同 一求をしたのであ に対して財源 案の提出を通じて、 る 轄 な 17 芮 案 行 61 る . こと、 源 政 原 の道路 Ĺ 部門 第四 一つ郊 因 を郊区政府ではなく揚 様 が、 を中心とした都 区 の趣旨で、 加 が 選出 えて な 郊区人民政府に公共交通と公共 号議案が 0 った。 再分 į, 郊区 こと、 代 郊区人民政 表 配 政 郊区建設 あ というきわめて政治 が連名で提 ま 府 る。 た関 管 芾 州 轄 第四〇号議案は、 0) 市 連 1 委主 府に替って揚 区 郊区選出の人代代表 政 出 域 する投資資金 ンフラ 府 任 0 L た議 が イ が 建 掌握してい 筆 ンフラ建設 設 案 頭 的 色彩 議 州 事業を管 が は 郊 が 立 案提 市 の強 人民 + ち X 第 るこ に関 遅 政 ΤL 案 分 は 者 政

18

同

議

案

は

州

市

政

府

が

郊

区

民

府

管

轄

区

域

か

6

収

ているイ

/ラ建設.

と整備

に関 人

連 政

する税費

0

う 内

Ŕ

実 徴

際に揚州

市

政

府 ンフ 揚

郊

政府管

轄内に公共投資とし

て還

元

て

ĹĴ

. る金額

約 人民

Д

○%に満

たな

いことか

ら

市

政

額

を郊区

政

以府管轄

地

域

内の

1

ンフラ建設と整

備

0)

ため

祋

府に対して、

同

区 は が

か そ

ら徴収 Ò 区

している該当税費に相当する金

理 n 府

図表19 第4期揚州市人代第4回会議に提出された第40号議案の提案者

議案提出者の所属先	所属党派
郊区建設委員会主任	中共
郊区西湖鎮党委副書記、経済委書記、人代主席	中共
揚州市久楊漁具有限公司総経理	中共
郊区人代常務委主任	無党派
揚州市人代常務委委員、江蘇里下河地区農科所小麦育種室主任、九三学社 揚州市委副主任	九三
郊区湾頭鎮沙聯村支部書記	中共
郊区財政局局長	中共
揚州市東郊果品公司経理	中共
揚州市鴻大房地公司経理、郊区建設委副主任	中共
揚州市郊区疏菜局副局長	無党派

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

図表20 第4期揚州市人代第4回会議に提出された第41号議案の提案者

議案提出者の所属先	所属党派
郊区建設委員会主任	中共
郊区西湖鎮党委副書記、経済委書記、人代主席	中共
揚州市疏菜研究所高級農芸師	無党派
揚州市郊区疏菜局副局長	無党派
揚州市久楊漁具有限公司総経理	中共
郊区人代常務委主任	無党派
揚州市人代常務委委員、江蘇里下河地区農科所小麦育種室主任、九三学社 揚州市委副主任	九三
郊区湾頭鎮沙聯村支部書記	中共
郊区財政局局長	中共
揚州市東郊果品公司経理	中共

揚州市人代 web-site 掲載資料をもとに筆者作成。

あ

たえることを懸念して、

五角場代表団

|が提出した議案に対抗して内環道路が同大学付近を通過しないよう

ら徴収している土地 とにあるとし、 その 譲 改善を要求するものであっ 渡費、 徴用 費 基本建設関連費に相当する金額を同区の道路建設を中心としたインフラ建 た。 具体 的 には、 議案は揚州市 政府に対して郊区政 府管轄地 か

設費として活用するよう要求してい

た

であっ 府に対して郊区 理 が つ らも、 して 第四一 た。 同 ţ, ること、 郊区政府管轄内の建設計画権 .議案は、 号議案もまた、 .の道路整備を中心とした重点的なインフラ設備を市の公共事業計! またか 本来郊区人民政 郊区政府管轄区域 ねてより交通局や公共事業局が郊区 府 が主体的 や基礎建設関連費、 內 に同 0) インフラ建設の立ち遅 区内のインフラ建設とその管理に取り組むべきではあるとし 土地譲渡費、 政 府には設けら れに注目し、 インフラ整備補 れてい 画に盛り込むよう要求するも なか その改善を要求する議案であ つ 修 慢等を揚州 た経緯を鑑み 市 政府 市 が 管 な 政

行政 復旦 はな 求 を理 街道 市政 す を 61 大学の 代 府 うまでもなく、 る議案を楊 由 区域内に含む楊浦区人代において代表 表団 由 として、 が Ľ 他地区でも確認され す る計 は 海市内 正門前 復 画 浦 百 区 の が中止になった場合、 旦大学の正門前 0) 計 こうした人代代表の選出選挙区への利害誘導を意図した活動)邯鄲路, 内環高架道路の建設計画 人代代表大会に提出 画 の変更 を通過 てい 濉 る。 して中 :鄲路を経出 に高架道路 筆者が直接調査した事例を例示 した。 同済大学の付近を高架道路が通過 Ш 北路 <u></u> せずに、 。 の が建設されれば大学の景観が損 他方同语 の内環高架道路に連結する計 が提起した議論がそうである。 環として発表した、 黄興路から五角場の手前で中 済大学を選出選挙区に含む四平 楊浦大橋から黄興路、 しよう。 Ļ 画に対し なわ 例えば、 道 復旦大学を選挙区に含 山北二路を経る現行 の事例 路騒音 れること、 して、 ·路代表団 が構内 は、 復旦大学や 九 揚州 また建 五角場 九〇年代初 .の環 は 市 境 Ŧī. 設 鎮 に限るもので O) を経 Œ 経 角 路線 悪影響 場 角場 めに 費 む 五 由 0 邯 を要 削 角 鎮 して Ŀ な 減 場 な 海 鄲

配

した路線計画を策定するよう求める議案を提出したといわれている。

選出選挙区が異なる人代代表が共同して議案を提出しにくい背景

うち、 る)ことはごく僅かである。 という特徴が確認される一方で、 こうして「同一の選挙区から選出された人代代表が共同して活動する 選出選挙区が異なる代表によって提出された議案は、 第四期揚州市人代第四回会議と、第五期揚州市人代第一回会議に提出された議案の 選出選挙区の異なる人代代表が共同して活動する それぞれ五件と六件が確認されてい (例えば共同して議案を提出すること)」 (例えば共同して議案を提出す るに過ぎない

そういえるのは、 理 由はそれほど難しくはない。 例えば選挙区間の経済指標の大きな差異の存在である。 異なる選出選挙区の人代代表間には共通する利益が少な įλ からと言えよう。

何故、

少ない

のだろうか。

市 ついても比較してみた。 統計年鑑電子版』によれば、(47) 市 市下の各区、 のそれの四倍となっている。 巿 県の国内生産総値とその一人当たり平均値は大きく異なっている。『二〇〇三年 確かに行政区域 揚州市市区 この他、 (選挙区) (広陵・維揚区・邗江区) での一人当たり平均国内総生産 産業構造、 毎に数値は大きく異なっている。 労働者平均賃金、 農民純収入そして非農業人口比 は宝應県 版 揚州

議案を提出することは稀なことだと言えよう。 人代代表が関心を寄せる事象は選出選挙区毎に異なるはずだ。 これほどまでに明 確に選出選挙区毎に経済水準が異なれば、 「選出選挙区への利益 それ故に、 選出選挙区が異なる代表らが共同して 誘導」 に主要な関 心を持つ

これもまた何も揚州市人代代表だけのことではない。例えばその活発な活動が注目を集めている広東省人代にお 選挙区毎の経済水準の相違が背景となって、 選出選挙区の異なる人代代表らの活 動 元相違 が観察されるの

図表21 揚州市下の各行政区の経済指標(2002年)

	国内生産総額 (億元)	一人当平均国内生産総額(元)		
揚州市全域	558.93	12,368		
市区	256.72			
広陵区	20.28	23,293		
維揚区	16.25	23,293		
邗江区	83.28			
宝應県	59.08	6,435		
儀征市	61.12	10,264		
高郵市	61.22	7,362		
江都市	120.93	11,265		

^{『2003}年版揚州市統計年鑑電子版』掲載資料をもとに筆者作成。

図表22 揚州市下の各行政区の産業別国内生産額(2002年)

	全市	市区	広陵区	維揚区	邗江区	宝應	儀征	髙郵	江都
第一次産業	12.7%	4.4%	6.3%	7.3%	9.7%	31.7%	10.7%	29.9%	13.0%
第二次産業	48.8%	53.0%	31.6%	60.8%	54.3%	35.4%	58.6%	35.5%	48.4%
第三次産業	38.6%	42.6%	62.1%	32.0%	36.0%	32.9%	30.7%	34.6%	38.6%

^{『2003}年版揚州市統計年鑑電子版』掲載資料をもとに筆者作成。

図表23 揚州市下の各行政区の経済・人口指標(2002年)

	総人口 (万人)	労働者 平均賃金(元)	農民純収入 (元)	非農業人口	非農業人口 比率
揚州市全域	452.22	12,006	3,926	130.48	28.85
広陵区	30.25	10,682	5,250	25.34	83.76
維揚区	25.61	15,861	5,285	19.20	74.97
邗江区	54.89	9,187	4,375	10.28	18.72
宝應県	91.73	9,212	3,712	17.35	18.91
儀征市	59.35	13,263	3,649	19.25	32.44
高郵市	83.16	8,742	3,726	15.55	18.69
江都市	107.22	9,395	4,146	23.52	21.94

^{『2003}年版揚州市統計年鑑電子版』掲載資料をもとに筆者作成」

流地 動報告 ていた。この提案は、 ら企業誘致を制限するなど経済発展に不利であるとして、下流域都市が上流域の都市 れる河川の下流域に所在する都市は比較的経済が発展している一方で、上流域の都市は水源環境保護の必要性 ある広州市代表団は、 流域住民の飲料水資源保護の犠牲となって立ち遅れていることの代償として支援施策の立案を省政府に働きかけ Ų て具体的 域が中、 が 検討課題として省政府が報告の中に盛り込んだものであった。しかしこれに対して財政支援をする側で 審 議された際の広州市代表団と河源市代表団との意見の相違である。 (8) に確認できる。 上流地域の環境保護活動に対する保障制度を整備改善すること)を省政府が検討し始める方針が 広東省の水源地域である河源市を選出選挙区とする河源市代表団が、 省政府に対して「事前の意見聴取が不十分である」として同方針への反対の意見を表明 その代表的な事例としては、二〇〇二年二月の広東省人代会議において広東省政 同政府活動報告では、 Ó 財政的な支援策 同市の経済発展 広東省を流 (河川 示され が下 府 Ъ,

代 利益 強く、 13 .表団毎に異なる利害に基づいて活動する結果、 のである。 広東省は、 O) 環境保護行政に対する人代代表の批判は多く確認されている。 再配分の問題をめぐっては、 経済成長が著しい一方で環境問題もまた深刻であることから、 経済成長の段階に応じて環境問題に対する利害は選挙区毎に異なることから、 同級の全ての人代代表らは単純に「反環境汚染」 会議では代表団毎 の利害の調整が展開されるのである。 しかしながら、 環境問題に対する人代代表 で一枚岩となるわけではな 他方で、環境問題をめ 会議では人代代表は 0) 関 うぐる 心は

たのであった。

代表団内部の利害の相違

代表団 こうして人代代表 .に所属しているからといって「一枚岩」であるわけではないようである。 が利害を同じくする同一の選出選挙区毎に活動する様を確認してきた。 実は、 前述の議案第三八、 しか

第 4 期提州市人代郊区代表団内の党 人代幹部の代表 政府 回生2/

ているといっても良いのではないだろうか。

徐益民	揚州市党委常務委副書記
潘天騏	揚州市党委統一戦線部部長
薛慶仁	揚州市人代常務委副主任
張家仁	郊区区党委常務委委員、副区長
許万和	郊区人代常務委主任

なお同選挙区選出代表は20名。

以

利

益

区

毎

の委譲を要求するものであった。 り返しになるが、 これらの議案の趣旨は揚州市人民政府に対して郊区人民政府 そして議案の 45 す 九 の提案者も、 一財源および関連する行政

権

Лu

号がそうした実例を示してい

限

そこには徐益民・揚州市党委常務委副書記、 (府あるい 揚州市人代常務委副主任など、 は揚州市党委などの上級行政区の党政府の領導幹部職 郊区を選出選挙区とする人代代表で且 郊区を選挙区とする代表であった。 潘天騏・揚州市党委統一戦線部部長、 に就いている人代代 一つ揚 L 州 薛 市 L

表

は含まれ

てい な

6.5

のである

(図表24)。

機関幹部てあるか揚州市党政機関幹部であるか) 共同議案提出者に含めておくほうが有利なはずである。 の人代代表であっても、 は揚州市 この種 の党政幹部の職に就いている代表は含まれてい の議案が効果的に処理されるためには、 人代代表の背景 (たとえば代表が就 によって関心に相違があることを示 揚州: क्त ない。 L 人民政府および党委関係 かし同 ij ている職 つまり同 -|議案の 共同 (選挙区 選挙区 提 出 一の党 選 者

出

に

政

を

代表は選出選挙区毎に異なる利害の集合体であることから、人代代表の活 J. 0 人代代表の活動 整理を通じて人代代表の活動 る三つ ō) 特 徴

の特徴として確認できることは、

つ

には人代

動

は選

畄

選

誘導を意図したものであるということ、である。そして更には、 に展開され るということ、 二つにはそうした人代代表の活動は選出 選出選挙区 選挙区 O

活動をほとんど観察することはできなかった。

「一枚岩」として活動するわけではないということである。 じくする同一の代表団内部においても、その所属 (職業等) によって関心は異なり、 なおそこには「政党」という政治集団を単位とした 一つの代表団が無条件に

持ち、 集団として活動する」。そしてこうした代表の集合体である人代会議とは、「地域を主体とした多様な利害を調 こうした揚州市人代代表という限られた事例分析にもとづけば、 それ故に人代代表とは地域を主体とした多様な利害を表出する存在であり、 人代代表は「選出選挙区の利害に強 基本的に選出選挙区を一つの 関 心を

それ故に党員人代代表のなかには、党議と選出選挙区の利害が一致しない場合が有り得るのではないだろうか。 する場である」と暫定的にいえよう。 党は人代を領導するためには、こうした多様な利害を表出する人代代表を相手としなければならない のである。

六 おわりに

党員人代代表の党議遵守は無条件ではないといえよう。

治的 は立法法や監督法の制定や起草の歩をすすめるなど、 る権力機関として築きあげる必要性から、 家に対する領導の正当性の調達という観点から必至であった。そして、これと同時に党は、人代を人民 既に確認したとおり、党の国家に対する領導は党の人代に対する領導によって実現されてきた。それ **!権威を確認する通達を発するほかに、**(4) 人代の機能の強化と改善に取り組んできた。具体的には党は人代の政 県級以上の地方各級人代に常務委を設置し、 約二〇年間にわたって人代の活動の規範化と権威 また議事 規則 0 制 は党の の強化に の権威あ 定或 国

取り組んできた。

的存在をよりいっそう強固なものとしようとしたのである。 こうして党は、 権威ある人代を通じて国家に対する領導の正当性を調達することで、 しかしながら、そうした党の取り組みは大きな問 その領導者としての政

に直

面

してい

の変化 代表の活動によれば、 間 中 意思に置き換えることが保障されることによって実現されているのだとすれば、党員人代代表の造反は、 はないことが確認できた。その意味において、 う言えるとき、表出される多様な意見や要求を、 とを通じて、 に対する領導は、 右派闘争そして文化大革命時期に政治的に迫害されることを危惧して、 が近年多く確認されるようになってきたことは容易に想像できることと言えよう。もはや今日の人代代表は、 人代代表が遵守するだけでなく、非党員人代代表からも広範な支持を無条件に取り付けることはどうやら容易で ĹĴ では、 そう言えるのは、 に正 そうした人代代表の集合体である人代会議は複雑な利害が表出される場となっていることが確認できた。そ O) \bar{o} 原則が弛緩し、 何故、 面から取り組むことはできなかったため、党員人代代表を含む人代代表の活動の特徴を明らかにするこ 可能性を検討するうえで必ず解明する必要がある課題といえよう。 党員人代代表が党議拘束に造反する要因について検討を試みた。 党員人代代表は党議拘束に造反するのだろうか。この問いは、 民主集中制の原則にもとづいて党員人代代表が党議拘束を遵守して党の意思を無条件に国 党員人代代表の一部に党議拘束に造反する事例が観察されてきているからである。 人代代表は代表団毎に分散した存在であり、 党の意思を国家の意思に置き換えられることが保障されなくなったことを意味する いくつかの地方において党員人代代表が党議拘束に造反する事例 党が領導者として的確に集約し、そうした党の意思を常に党員 そしてまた代表団内ですら利害は一様ではな 党の領導を無条件に受容する存在にすぎ しかし本稿では資料の制 事例として取り上 党の国家に対する領導の実態 げ た揚州市 約 党 Ŀ 民主集 元の人代 とそ 反

加えて、今後より一層社会における経済格差が拡大するなかで、人代代

なかった人代代表とは異なるのである。

表

が代表する利害はさらに拡散し、人代会議はより多様な利害が表出される場となることが予想される。

判断することの妥当性がまず検討されなければならないが)、社会と党との間の領導・被領導関係の弛緩を示唆して Ü 関等の権力の執行機関を選出し、それが社会を統治する」という国家制度を採用する中国において、 問題に置き換えて考えることもできよう。「人民が最高権力機関の代表である人代代表を選出し、 代代表に対して党議拘束を遵守することを要求する通達や規則、 反する事例が近年多く観察されるようになってきたことは、(人代代表が社会=人民の忠実な利害の代表者であると の代表である人代代表による党議拘束の遵守が必至である。 して社会に対する領導を実現し維持するためには、人代代表が党による領導を受容すること、言い換えれ るとも言えなくもない。 これまで検討してきた党の人代に対する領導の問題は、 ったこれまでの取り組みだけでは、党の人代に対する領導の実現は、 その意味において、 党の領導者としての中国政治社会における地位は危機に直 党・国家関係だけでなく、党と社会との しかし本稿で検討してきた党員人代代表が党議に造 或いは人代領導幹部の党内権威を向上させると 困難を極めてゆくはずだ。 人代が 関係 党が の ば社会 国 行政機 実態 面 冒家そ

えで重要な視点を提供するはずであり、今後も引き続き注目してゆく必要があるだろう。 た代表からの変化を観察することができた。党員人代代表を含む人代代表の活動 これまで党員人代代表を含む人代代表は、 しかし本稿で検討してきたように、近年の人代代表の活動の実態からは、そうした 党の国家に対する領導を実現するための一つの ば、 巾 国政治の展望を試みるう 「装置」に過ぎなかっ 「装置」 に過ぎなか

ると言えるのである。

1 なった命令指揮関係が存在していることを意味している。この区別は 領導 とは 「指揮命令」を含意する中国語である。 領導と被領導は、 「特に中国の党・行政官僚組織間 指導と被指導とは異なり、 強制 0 関係を表す 力 つがとも

地方関係の展開」『立教法学』第五二号(立教大学法学部、 上できわめて重要」といわれる。同定義は、高原明生「中国共産党と市場経済化 一九九九年)、一八三頁に依った。 党三国家、 党=企業関係と中

- $\widehat{2}$ 唐亮『現代中国の党政関係』(慶應義塾大学出版会、一九九七年)一頁。
- 3 九八二年) 七八八一八四六頁 委員会第六次全体会議一致通過)」中共中央文献研究室編『三中全会以来重要文献選編』下(人民出版社、 「中国共産党中央委員会関於建国以来党的若干歴史問題的決議(一九八一年六月二七日中国共産党第一一届 北京、 央
- $\widehat{\underline{4}}$ と民主と法制建設の宣伝の強化」の一貫として、全人代常委会弁公庁と『人民日報』社の協力のもとに設けられた が設けられた。これは九九年一月六日より「民主和法制週刊」に改称された。これらの専門欄は「人民代表大会制度 大窓」と題する人代の活動を紹介する欄が設けられた。一九九八年一○月より『人民日報』に「民主與法制」専門欄 の活動の紹介を積極的におこなうようになっている。 (http://www.npcnews.com.cn を参照)。これに前後して地方各級人代は、web-site をつうじて自らの地域の人代 (「民主與法制 一年三月より全人代常務委弁公庁新聞局と信息中心が 李鵬が第九期全人代常務委委員長に就任して以来、『人民日報』では (創刊的話)」『人民日報』一九九八年一〇月六日。「致読者」『人民日報』一九九九年一月六日)。 「中国人大新聞網」と題する web-site を運営し始めた 「民主與法制週間 」、『法制日報』ては
- 5 Roderick Mac Farquhar, eds., The Paradox of China's Post-Mao Reforms (London: Harvard University Press, 1998), pp. 85-92. Murray Scot Tanner "The National People's Congress," in Merle Goldman and Congress and Its Electoral System", in John Wong and Zheng Yongnian and Li Jinshan, eds., Reform without Liberalization China's National People's Congress and the Politics of Institutional Change Politics after the ninth National People's Congress: Power Realignment," (Singapore: Singapore University (New York: Cambridge University Press, 1990). Zheng Yongnian and Li Jinshan, "The National People's 『政治漸進主義 例えば唐亮『変貌する中国政治─漸進路線と民主化』(東京大学出版会、二○○一年)一九一−二二八頁。 中国的政治改革和民主化前景』(中華欧亜教育基金会、台北、二〇〇〇年)。Kevin J. O'Brien, "China's

Press, 2001), pp. 100-128

- 6 全国人大常委会弁公庁研究室編著『人民代表大会制度建設四十年』(中国民主法制出版社、
- (7) これまで、党の主要な領導者は人代に対して重視の姿勢を繰り返し示してきた。例えば劉少奇は、一九六二年 月の拡大中央工作会議における報告の中で、「わが党は確かに国の領導政党であるが、党の組織が人民代表大会と大 一三〇一一三四頁

なければならない」と述べ、立法機関としての人代に対する党の領導の重要性を確認している。その後、党は一九八 に高級領導幹部は法制をしっかりと遵守しなければならない。今後、党委による領導は、先ず法律によって保障され 衆組織に取って代わり、それらの組織を有名無実のものにすることは、いつ、如何なる場合にも許されない」と述べ 回会議党内責任者会議において「我々は法律の制定の歩みを速めなければならない。確実に法制の道を歩むこと、特 るなど、国家権力機関としての人代の存在意義を確認している。また鄧小平は、一九七九年六月の第五期全人代第二

北京、 二五日)『一三大以来重要文献選編』上(人民出版社、北京、一九九一年)四-六一頁。闞珂「対改革和完善党的 政方式的思考」『中国人大新聞』http://www.npcnews.com.cn/gb/paper8/24/class000800001/hwz232933.htm 出版社、北京、二○○四年)五二六-五二八頁。趙紫陽「沿着有中国特色的社会主義道路前進」(一九八七年一一月 る領導を実現するための主要な方法であると明記している。中共中央文献編集委員会『劉少奇選集』(外文出版社、 七年一一月の第一三期党大会において「党の主張を法の手続きに従って国家の意思に変える」ことが党の国家に対す 一九九一年)四八五-五七五頁。中共中央文献研究室編『鄧小平年譜 一九七五-一九九七(上)』(中央文献

- 8 「国家副主席、第九届全国人大常委会副委員長簡歷」『人民日報』一九九八年三月一七日。
- 9 Press, 2003) p. 106 に拠った。 会の党員委員比率は、Jiang Jinsong, The National People's Congress of China, (Beijing: Foreign Languages 蔡定剣『中国人民代表大会制度』第三版(法律出版社、北京、一九九八年)二二三頁。なお、 第九期全人代常委
- 10 年)、三三七頁。なお、省級以下は、各行政区域によって人代会議の開催暦数が異なるため、 劉智・史衛民・周暁東・呉運浩著『数据選挙 人代代表選挙統計研究』(中国社会科学出版社、 年による集計になって
- (11) 全人代常務委の意思決定は「全人代常務委議事規則」第三○条によって常務委委員総数の過半数以上の賛成を以

修正は全人代代表総数の二/三以上の賛成を以って実現するとされている。 よれば、憲法修正の動議は全人代常務委或いは全人代代表の一/五以上の発議によって提出することが可能であり、 また地方各級人代とその常務委については「地方各級人民代表大会と各級人民政府組織法」第二○条と四五条 (常務委委員)総数の過半数以上の賛成を以って決定すると規定している。 なお憲法第六四条の規定に

- pages22/npc190303d.html)° 「人大会議低票通両高工作報告」『聯合報』二〇〇三年三月一九日 (http://www.zaobao.com/special/npc/ pages1/npc160301d.html)。「*両高、報告毀誉交加 報』一九九八年三月一八日(http://www.zaobao.com/zaobao/special/npc/pages/npc180398a.html)。「 "両高 " zaobao.com/zaobao/special/npc/pages/npc180398 b.html)。「張万年遅浩田担任国家中央軍事委副主席」『聯合 npc/pages/npc180398.html)。「評中国人大的部分投票結果」『聯合報』一九九八年三月一八日(http://www. 『聯合報』一九九八年三月一九日(http://www.zaobao.com/zaobao/special/npc/pages/npc190398c.html)。'以 革成績」『聯合報』二○○二年三月一六日(http://www.zaobao.com/special/npc/pages2/npc160302b.html)。 工作報告遭三○%人代投反対或棄権票」『聯合報』二○○一年三月一六日(http://www.zaobao.com/special/npc, 六五%得票韓預濱当選高検検察長」『聯合報』一九九八年三月一八日(http://www.zaobao.com/zaobao/special/ (http://www.zaobao.com/zaobao/special/npc/pages/npc270398.html)。「人大会議通過副総理国務委員人選」 鵬失言遵守憲法」『明報』一九八八年三月二○日「像皮図章可能演変成歴名詞」『聯合報』一九九八年三月二七日 (http://www.zaobao.com/special/newspapers/2001/03/eastday140301a.html)。「人大代表仍不満意司法系統改 同図表は以下の資料を参考に作成した。「朱鎔基九八%高票当選総理」『明報』一九九八年三月一八日「江 能否 "高票" 通過成焦点」 "聯合報』 二〇〇一年三月一四日
- <u>13</u> 之差』的聯想」『人民日報』一九九九年六月九日。Murray Scot Tanner, *The Politics of Lawmaking in* いう。曹思源『中国政改先声』(夏菲爾国際出版公司、香港、 (New York: Oxford University Press, 1999) p. 85 年)、二〇五頁。「譲法律更完善——修改公路法的表決草案表決紀実」『人民日報』一九九九年四月三〇日。 また「中華人民共和国公民遊行法」は天安門事件直前の第七期全人代常務委第一四回会議において否決されたと 一九九八年) 一五三—二五八頁。前掲唐亮書

- <u>15</u> 14 rpt/cc_y50/rpt_8809_0.htm 矢吹晋編著『天安門事件の真相』上巻(蒼蒼社、一九九○年)七九−八二頁および矢吹晋編訳 趙建民 『両岸政治発展比 較 党国体制下党與立法機構関係的若干思考』 http://futrure-china.org/spcl_ 『チャイナ・クラ
- イシス重要文献』第三巻(蒼蒼社、一九八九年)二七-三四頁 署名した幹部の名前については、矢吹晋編訳前掲書(一九八九年)二八頁を参照。なお最終的には、 され 堇
- 一二一日に、全人代常務委党組は、李鵬・国務院総理、楊尚昆・国家主席、喬石・党中央規律検査委委員長、 民主と法制の建設をより一層すすめ、人代において党の主張を必ず徹底するために努力すると表明した」としていた 表明し、「同志たちは人代にいる党員たちが中央の領導の下で、必ず四つの基本原則を堅持し、改革・開放を堅持し、 これら一連の集会に関する報告を党中央に提出した。報告では、一九日の戒厳令布告の合憲性を確認してその支持を 常務委党組報告に対する李鵬、楊尚昆、喬石、姚依林の講話を伝達して討論するために、在北京の党員全人代常務委 月二六日と二七日に全人代常務委党組は、一九日の戒厳令布告に関する李鵬と楊尚昆の講話と、五月二二日の全人代 副総理に対して全人代常務委緊急会議開催に関する全人代常委会内部の動向を報告したといわれている。その後、 期全人代常務委委員長(全人代常務委党組書記)が、緊急会議の開催を支持しなかったため緊急会議は開催 委員と全人代各機関の局級以上の幹部による党員幹部大会を相次いで開催。そして五月二九日に全人代常務委党組は った。しかし党中央はこうした動きを深刻に受け止めたようである。署名活動が展開された時期とほぼ同時期 別の五月
- 〔8〕「向武漢人大致意」『中国経済時報』一九九八年五月七日。「政治生活中可喜変化」『人民日報』一九九九年四月二 月刊』一九九八年三月号、二八-二九頁。 会工作全書』(中国法制出版社、 一日。「奧人代責審計報告未提廣信」『明報』一九九九年八月六日。 北京、一九九九年)七八五頁。 「質詢案提出之後」『人民日報』一九九九年四月二八日、 蔡定剣「中国人大還是『橡皮図章』嗎?」 および前掲書唐亮

(17)「委員長会議関於成立対胡績偉委員進行調査的決定(一九八九年七月三日)」劉政・於友民・程湘清『人民代表大

"就学習貫徹中央領導同志重要講話 人代常務委党組向党中央報告情況」『人民日報』一九八九年五月三一日。

(二〇〇一年) 二一八一二一九頁 前掲書蔡定剣、三五六一三六二頁。

- $\widehat{20}$ 蔡定剣『中国人民代表大会制度』第四版(法律出版社、北京、二○○三年)三五一-三五三頁,
- $\widehat{21}$ 劉智・史衛民・周暁東・呉運浩著『数据選挙』(中国社会科学出版社、二〇〇一年)三二八頁。
- 建設進程中的新課題否決案引出「瀋陽模式」『中国青年報』二〇〇一年八月一一日。 瀋陽人大不通過案是民主政治的標志性事件」『中国青年報』二〇『一年二月一六日。「瀋陽中院事件引出我国民主法制 例えは「半年前被市人大否決 瀋陽中院報告終獲通過」『人民日報(海外版)』二○○一年八月一○日。
- cial/class000000016/1/hwz164763.htm 一日。「从否決到賛成 「瀋陽中院事件引出我国民主法制建設進程中的新課題 瀋陽人大両次審議法院工作報告」『中囯人大新聞』http://www.npcnews.com.cn/gb/spe 否決案引出"瀋陽模式》」『中国青年報』二〇〇一年八月
- $\widehat{24}$ 劉智・史衛民・周暁東・呉運浩著『数据選挙』(中国社会科学出版社、北京、二〇〇一年)三二八頁
- (25)「岳陽市長再当選前后」『二一世紀経済導報』二○○三年一月一三日。「岳陽:四八小時無市長」『新聞週間』二○ ○三年一月一三日号、三五-三七頁。「市長選挙暴露法律缺憾」『瞭望新聞周刊』二○○三年一月二二日 第三期、

二八頁。

- (26) 例えば岳陽市長選挙の場合、定数一に対して、候補者は二が要求されている(なお、立候補者がい いるし、人代常務委委員選挙の場合は、定数の一二%から二〇%増の立候補が容認されている。 同額選挙でもよいとされている)。また副職幹部の場合は、定数よりも一から三人多い候補者の立候補が容認されて ない場合は、
- <u>27</u> $= \{710D13C9-2E21-477B-8328-6EC8982F997E\}$ 「岳陽市長〝両次選挙事件〟内幕」『中囯選挙與治理』http://www.chinaelections.com/readnews.asp?newsid
- $\widehat{28}$ 「党政領導幹部選抜任用工作条例」http://www.people.com.cn/GB/shizheng/16/20020723/782504.html
- 29 李鵬飛・第九期全人代代表に対するインタビューによる(二〇〇二年四月、 香港)。
- $\widehat{31}$ 30 曾徳成・第九期全人代代表に対するインタビューによる(二○○二年四月、 「授権発布:関於全国人民代表大会和地方各級人民代表大会監督法(草案) 香港)。 的説明」『中国人大新聞』(http://
- 32 www.npcnews.com.cn/gb/paper338 /1/class033800004/hwz216998.htm) 劉政・程湘清『人大監督探索』(中国民主法政出版社、北京、二〇〇二年)六二-六八頁。袁瑞良『人民代表大

- 会制度形成発展史』(人民出版社、北京、一九九四年)四九二−五○○頁
- (33)「中共中央関於地方党委向地方国家機関推荐幹部的若干規定(一九九○年一月一二日)」中央辦公庁法規室・中央 紀委法規室・中央組織部辦公庁編前掲書、三六五-三六七頁および「党政領導幹部選抜任用工作暫行条例 九九五年二月九日印発)」同、三九八—四一〇頁。
- $\widehat{34}$ 「党政領導幹部選抜任用工作条例」『人民網』(http://www.people.com.cn/)
- (35) 前掲書蔡定剣、三五六―三六二頁。
- 36 清『人民代表大会工作全書』(中国法制出版社、一九九九年)一○五八-一○六一頁。 田紀雲『在省、自治区、直轄市人大常委会責任人座談会上的講話』(一九九三年七月三日)劉政・於友民・程湘 張友漁著『張友漁文選』下
- (法律出版社、北京、一九九七年)、五一三-五一四頁。
- 38 <u>37</u> 「在発展中規範 「中共江蘇省委関於進一歩加強人大工作的決定」『江蘇人大』http://www.jsrd.gov.cn/14rmygl/0106/1.htm 在完善中創新——揚州市地方人代工作二一年総述」『揚州人大』http://www.yzrd.gov.cn/
- 39 (二○○三年三月、泉州)に対するインタビューによる。 広州市人代関係者(二○○二年一月、広州)無錫市人代関係者(二○○二年二月、

無錫)、

泉州市人代関係

info_view.asp?id = 1066

- $\widehat{40}$ ラヂオプレス編集『中国組織人別名簿』(ラヂオプレス、各年版)より作成。
- (41)「中央転発中央組織部、中央統戦部《関於設立地方各級人大常委会和進一歩調整好領導班子的意見(一九七九年 八月一一日)」中共中央組織部幹部調配局編 『幹部管理工作文献選編』(一九九五年、党建讀物出版社) 一六六一一六
- (42) 張有漁前掲書、五〇九-五二三頁。
- $\widehat{43}$ 「省委初期兼任人代主任好嗎?」『二一世紀経済導報』二〇〇三年三月六日
- (4) 『揚州市人民代表大会』(http://www.yzrd.gov.cn/index.asp)。

三三七頁。

劉智、 史衛民、 周暁東、 呉運浩『数据選挙』(中国社会科学出版社、 北京、二〇〇一年)二五三頁、三一六頁

- <u>46</u> ラルケアー市場で絶対的なシェアーを誇る。二○○二年の利税総額は一・○三億元で揚州市第四位 (http://www.yzstats.gov.cn/gzsc/2003/) じよる 総収入は六・二八億元。内、 位)。同年売上高は一三・七六億元で揚州市私営企業中第一位。 「江蘇三笑集団」は一九八九年江蘇省杭集鎮の一郷鎮企業にはじまる。 地方財政収入は三.六八億元。数値は、『二〇〇三年版揚州市統計手冊電子 なお同集団が所在する邗江区 現在は中国の歯ブラシを中心とするオ .の二〇〇三年 (邗江区内では第 度
- <u>47</u> web-site ぜ http://www.yzstats.gov.cn/2003tjnj/index.htm
- 48「広州代表〝挑戦〟政府報告」『南方都市報』二〇〇一年二月一九日。
- $\widehat{49}$ 七八-一九九六)』(法律出版社、北京、一九九六年)三四三-三四七頁。 を再確認した「中共中央の国家機関の領導幹部の任免は必ず法律の定める手順にしたがっておこなわれ 定める手順と関係する規定にしたがっておこなわれなければならないことに関する通知」や、 九八四年四月二六日)」中央辦公庁法規室・中央紀委法規室・中央組織部辦公庁編 ないことに関する通知」がそうである。「中共中央関於任免国家機関領導人員必須厳格依照法律程序辧理 例えば一九八三年九月に発出された「中共中央組織部の国家機関とそのほかの行政領導幹部の任 『中国共産党党内法規選編 一九八四 免は なけ 年 的 应 通 月にこれ n ず ばなら 知
- $\widehat{50}$ 「Agents」として活動してはいるが、人民の意識や社会の変化にともなって、しだいに彼らは「Remonstrators」と 明 by Chinese People's Congress Deputies." The China Quarterly, No. 138 (June 1994), pp. 359-380 束を遵守するといった政権を代表する存在ではなくなってきたことの背景といえ、人代の党による領導受容の実態を しても活動するようになってきたというのである。 してみせている。 の異見提起者としての「Remonstrators」の機能を備えた存在であると定義したうえで、 ?らかにする上で重要な視点といえよう。Kevin J. O'Brien, "Agents and Remonstrators: 「Agents」として活動していたものの、近年の人代代表は依然として人民よりも政権との距離が近い オブライエン (Kevin J. O'Brien) すなわち毛沢東時代の人代代表は、 は人代代表を政権の代弁者ともいえる「Agents」としての機能 まさにこうした変化は、近年になって人代代表が無条件に党議 政権に対する忠誠が人民の代表としての意識を圧倒してほとん その変化を次のように整 Role Accumulation ح ため 政 なお